

第 16 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 27 年 10 月 29 日（木）午後 2 時 00 分から午後 2 時 38 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（25 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	13 番	白木	孝和
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（1 名）

23 番 前川 厚司

5 議事日程

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第 1 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について

第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可について

第 3 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

第 4 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について

議案

第 1 号 農用地の買入協議に係る要請について

- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について
- 第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第6号 現況証明について

- 6 事務局長 高橋 宏邦
- 忠類支局長 天羽 徹
- 農地振興係長 鯨岡 健
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主事 南 敦朗
- 農地振興係主事補 折笠 亜衣

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第16回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に、6番中島委員、7番大道委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	次に諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、23番前川委員、より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。
議長	次に報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第1号1番から4番を説明いたします。
事務局	報告第1号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1ページから2ページの4件でございます。いずれも書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号1番から4番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号1番から4番については報告のとおり承認されました。

議長	次に報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第2号1番、2番を説明いたします。
事務局	報告第2号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書3ページの平成27年8月28日第14回総会と9月29日第15回総会で審議された2件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成27年10月19日、29日付で許可をしております。以上で報告を終わります。
議長	報告第2号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第2号1番、2番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番の説明をいたします。
事務局	報告第3号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。案件は議案書4ページの平成26年10月27日に許可をしておりました1件でございます。平成27年9月29日付で完了報告を受理し、今月22日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第3号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番から3番の説明をいたします。
事務局	報告第4号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」。公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。案件は議案書5ページの今月19日と22日に町公社が利用調整を行った3件であります。内容につきましては記載のとおりです。以上で報告を終わります。
議長	報告第4号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

議長	<p>(発言なし)</p> <p>質疑がないようですので、報告第4号1番から3番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に議案第1号「農用地の買入協議に係る要請について」を議題といたします。議案第1号1番から3番について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>【議案第1号1番から3番について、議案書をもとに朗読】</p>
	<p>以上の案件は報告第4号の幕別町農業振興公社が行った利用調整の案件でございます。幕別町に対しまして、農業経営基盤強化促進法第16条第1項に基づき要請をするものであります。よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>議案第1号1番から3番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号1番から3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第1号1番から3番は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>次に議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明をいたします。</p>
事務局	<p>【議案第2号1番、2番について、議案書をもとに朗読】</p>
	<p>以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。</p>
2番	<p>2番ご説明いたします。これらの案件は今年22日町公社が賃貸借料の変更に伴う利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。</p>

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番、2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号1番、2番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号3番、4番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号3番、4番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書2ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6番

6番説明いたします。これらの案件は今年22日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号3番、4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号3番、4番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号5番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号5番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書3ページ上段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と

説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5 番 5 番説明いたします。この案件は 7 月に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 5 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 2 号 6 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 2 号 6 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書 3 ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化則損法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

6 番 6 番説明いたします。この案件は、今月 22 日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は農地中間管理機構であるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 2 号 6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 2 号 6 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第2号7番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号7番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます別添調査書4ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化則損法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番

13番説明いたします。この案件は、今月22日に町公社が利用調整を行った案件であります。借主は農地中間管理機構であるため今回の利用権の設定については問題ないと思えます。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第2号7番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」を議題といたします。議案第3号1番から6番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号1番から6番について議案書をもとに朗読】

これらの案件は、今月22日に町公社が利用調整を行った案件でございます。議案書8ページ、9ページの議案第2号6番、7番の案件に伴いまして、記載の方に権利を設定するものであります。以上で議案の朗読と説明を終わりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。

18番

18番です。中間管理機構が借りる時の賃貸借の価格についてですが、議案第2号6番の案件ですと10aあたり9,500円で、議案3号の1番から4番ではそれぞれに8,000円と10,000円となっておりますが、どのように決めているか確認させてください。

事務局

私が、町公社の利用調整会議の方には出席しておりますのでお答えいたします。最初議案第2号の8ページ・9ページですが、6番と7番が農地中間管理事業

で道公社に直接利用権を設定する案件となっております。まず6番の案件は4団地に分けられておりそれぞれ団地ごとに単価を設定しております。そのため合計賃借料から面積で割り返し10a当たりの価格を記載しております。議案第3号の1番から4番は団地毎に10a当たりの価格を決め算出した賃借料を記載しております。議案第2号の7番の案件は2団地に分けられており、先程説明いたしました6番と同様に合計賃借料から面積で割り返し10a当たりの単価を記載しております。以上でございます

議長 只今の説明でご理解いただけましたか。

18番 はい。

議長 それでは改めて質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番から6番について農用地利用配分計画として適当であるとするに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号1番から6番は適当であると認めると意見を付して答申することといたします。

議長 次の議案第4号につきましては、加藤委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。それでは議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。

(2番 加藤委員退席)

事務局 **【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】**

この案件は別添農地法第3条調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1番 1番説明いたします。この案件は、本来地区担当委員は加藤委員であります。が、議事参与の制限に該当いたしますことから、私の方から説明をいたします。この案件は、親から子への経営委譲に伴う使用貸借でありますので周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
(2番 加藤委員着席)

議長 次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】**

この案件につきましては、大樹町で農業生産法人として認められている農事組合法人による農地の使用貸借になります。許可申請書に添付のあった営農証明等の関係書類から、農業生産法人要件を満たす旨確認済みであります。その他につきましては別添農地法第3条調査書2ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番ご説明いたします。この案件につきましては農業生産法人による農地の使用貸借であります。今月22日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第5号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第5号1番について議案書をもとに朗読】**

この案件は従業員住宅とチーズ販売所の建設に伴う転用でございます。農地区分は従業員住宅が第一種農地、チーズ販売所が農用地であります。農用地及び第一種農地は原則不許可であります。本件は農業振興地域整備計画の農業を担うべき者の育成確保のための施設として位置付けられた、農家住宅への転用と農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準・一般基準等の詳細につきましては別添・農地転用許可申請に係る審査表に記載されているとおりでございます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8番 8番説明いたします。この案件は従業員住宅及びチーズ販売所建設を目的とした転用であります。7月23日に農振除外案件として菅野委員、大澤委員、事務局とで現地調査を行い周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第5号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第5号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第6号「現況証明について」を議題といたします。議案第6号1番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第6号1番について議案書をもとに朗読】

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月22日田邊代理、鯖戸委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第6号1番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第6号2番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第6号2番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月22日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第6号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第6号3番につきましては、小原委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。それでは議案第6号3番について事務局から説明をいたします。

(9番 小原委員退席)

事務局 **【議案第6号3番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

10番 10番説明いたします。この案件は地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月22日に菅野委員、高野委員、事務局とで現地調査を行い、農地採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第6号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって議案第6号3番は原案のとおり可決されました。 (9番 小原委員着席)</p>
議長	<p>次に協議第1号「幕別町に対する要請について」を議題といたします。事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>【協議第1号について、議案書をもとに朗読】</p>
	<p>内容について説明させていただきます。農業政策に関する要請は、毎年、幕別町に対して「要請書」を提出しているところでございまして、農業委員会規則第11条の規定により、要請書の内容を農政部会へ付託するものでございます。農政部会へ付託する内容といたしましては、「要請内容と要請項目の検討」で「要請項目」は記載にあります主な5項目（案）について、協議をお願いするものでございます。協議項目の5項目は現時点での案でありまして、流動的な項目もございまして項目の変更を含め農政部会へ付託いたします。また、農政部会での協議後、11月開催第17回農業委員会総会で審議し、12月に幕別町へ「要請書」を提出する予定となっております。以上、内容の説明とさせていただきますのでよろしくご協議の程お願いいたします。</p>
議長	<p>提案理由の説明が終わりました。それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p>
	<p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。協議第1号について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p>
	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議なしとします。よって協議第1号は原案のとおり可決されました。</p>
議長	<p>議案は以上であります。 これもちまして、第16回農業委員会総会を閉会いたします。</p>
事務局	<p>ご起立願います。ご苦労様でした。</p>